

## 平成14年度 第2回 宮城県男女共同参画審議会会議録

日 時 平成14年7月26日(金) 午後1時30分から3時まで

場 所 宮城県行政庁舎 9階第1会議室

出席委員 遠藤恵子委員, 大塚真実委員, 小田中直樹委員, 喜多正行委員, 香坂閑子委員, 小林純子委員, 佐藤仁一委員, 竹口公子委員, 長谷川公一委員, 槇石多希子委員, 結城美智子委員

欠席委員 大友玲子委員, 佐藤啓子委員, 佐藤博信委員, 増田隆男委員

**事務局** ただいまから第3回(平成14年度第2回)宮城県男女共同参画審議会審議会を開催いたします。議事につきまして遠藤会長よりお願いいたします。

**遠藤恵子会長** 皆様こんにちわ。本日は大変お暑い中, またお忙しい中, お集まりいただきましてありがとうございます。本日の議事はひとつだけですが, 非常に大事な今回の計画の中間とりまとめとして, 県民の皆様にお示しできる形まで行けるかなというところの議論でございますので, 積極的にご意見をいただければと思います。それでは議事に入らせていただきます。簡単に議事の進め方を説明します。これまで, 素案について検討していただいた部会の皆さんご苦労様でした。この素案について, 槇石部会長から30分程度説明していただいた後, それについて, 委員の皆様からご意見をいただきます。これを四・五十分ほどとりまして, その後, この計画を県民にお示しして, 県民の皆様の意見を聴く会を県の方で考えているようですので, その日程や場所等の説明が県からあります。大体3時を目処に進めていきたいと思っております。早速, 槇石部会長から素案について, ご説明をお願いします。

**槇石多希子部会長** 部会の方からの御報告ですが, まさに会長がおっしゃってましたように今日の課題を皆様いろいろお諮りし, 新しい意見を加えていただいたうえで, 県民の意見をお諮りしたい, そこまで持っていきたいと考えております。事前に資料はご送付していますが, それについて部分的に10箇所ぐらい訂正・修正したものが今日のお配りしたものになっております。その点10箇所ほどの文言と文章の追加もありますので, 20分から30分くらいかけて説明をしていきたいと思っておりますので, その部分についてご注意ください。まず, 計画策定の趣旨であります。第1回の審議会の時に骨子, 柱の部分としてこの辺はかなり議論していただいたところがございます。それをまた, 文章を変えましたが, 特に策定の趣旨のところには人権の問題であることと, 宮城県の男女参画推進プランをベースにして, 加えて今回のものを立ち上げ推進してきた。それから, 条例ということ, それと国の男女共同参画社会基本法に基づくものであるということ。この辺の押えは皆様にお諮りしておりますので, ここは飛ばしていきたいと思っております。それと取組の期間等も見させていただくということで中身の方ですが, 第2章は本県の男女を取り巻く現状ですが, 主に本県の統計情報を取り混ぜまして, そこに書いてあるように, 3つの節でもって現状を説明するものです。今のところはまだ図表などありませんが, ここに図表

など入れる予定です。特に取り巻く現状が、第3章で具体的な「現状と課題」を説明するときの外側の大きな環境要因となるということもありまして、ここには全県的な比較をするようなデータ、それから他県も含めた全国調査との比較ができるようなデータを押えておく。ここでは本県を取り巻く現状を大きくみてみるということをしております。第3章が一番審議の中心になるものでありますが、骨子としてお認めいただきましたように、6の領域・分野で成り立っております。まず第1といたしまして、社会全体における男女共同参画社会の実現、このサブタイトルはいろいろ私たち頭を捻ったのですが、一応「男女平等社会へのシステム・チェンジ」と、カタカナというよりも英語のつもりですが、このあたりもどうかということも御議論いただければと思います。ここでは現状と課題として5つの〇がございます。この5つの現状、そしてそこから出てくる課題というものが、下の基本目標の立て方と同時に(1)(2)(3)の3つの施策の方向と対応した形となっております。つまり、まず県の審議会等の女性の登用率は、平成10年から目標値を掲げてきて、現状では27.7%までできたが、まだまだ不十分であるという認識。それから市町村の審議会等委員への女性登用率も伸びているといっても非常に地域間格差が大きい。それから事業所、団体そういった各種機関の方針決定過程への女性の参画も不十分である。この3つの現状と課題に対応するものが、施策の方向(1)に相当するという組み立てになっております。〇の4つ目の平成12年調査にこういった現状がある。そうしますと、考えられる施策の方向は、対応するのが(2)という形となっております。説明の前後になってしましますが、こういった5つの現状と課題に、大きく言いますとそこに基本目標という形で一本出てくるという構成をしております。実はこの「現状と課題」と「基本目標」の位置をいろいろ工夫というか、やってみたのですが、流れとして、現状と課題をまず捉まえて、そして基本目標を立てて、そして施策の方向を立てるというふうに頭の流れを少しスムーズにしようということで基本目標をここに置きました。従って、現状と課題の5つを大きくまとめると、こういった基本目標が出てくるだろうと。これは政策・方針決定過程への女性の参画ということで、国の基本計画の中にも大きく位置づけてあるものと一致している。それで今申しましたように、この現状と課題の〇の最後の方のメディアにおけるというものも、これも大きな問題で、この現状を踏まえて(3)の男女共同参画の視点による広報・啓発活動の実施というような施策の方向を考えているということです。社会における男女共同参画の実現は、この3つの施策の方向で構成されている。もうひとつの(4)の調査・研究、情報の収集・提供の充実は何かということですが、これはどれに対応ということではないけれども、こういったことをもう一辺現状と課題をさらにきちんと捉えるためにこういったことを随時していくことが必要であろうということで、施策の方向(4)ということで置いてあります。どれが該当しているということではございません。その次の2ですが、8ページですが、家庭における男女共同参画の実現—共生と幸せの原点—というふうにいたしました。我々の部会では非常に自立ということを強調したと第1回で申し上げましたが、しかし、共生ということをお忘れてはいけないということでサブタイトルで挙げました。こちらも6つの現状と課題を立てました。そこに大体一つの〇に、重複しているものもありますが、(1)から(6)まで施策の方向が対応した形で書かれております。現状と課題の捉まえ方ですが、生

活時間調査も含めまして、一応データをそこに今は文章だけですが、図表も多少加えて見やすい形で現状と課題をあげています。皆様ご存知のように生活時間については職業に関わらず、かなり女性の負担が多いということから発することで、施策の方向では「共に築く家庭生活への支援」というように「共生と幸せの原点」というサブタイトルにありますように、共に築くというところに係るような施策の方向を立ち上げる。(2)(3)とそこにありますように、子育て支援、介護支援とこういった事柄をそれぞれの現状と課題に対応する形で立ち上げて構想してみました。それから女性の健康については、(4)でリプロダクティブ・ヘルス/ライツの問題もそこに掲げておりますように、○の4つ目から書きまして、DVについても、そこに書きまして現状と課題を踏まえて(6)に男女間における暴力の根絶という形で施策の方向を立ちあげました。これらについては家庭における男女共同参画の実現、家庭ということだけではない部分も含まれているところですが、それらもここで押えるということにいたしました。その次の3番は学校における男女共同参画の実現です。特に子どもたちの学び、ジェンダー形成の場として学校は非常に大きな位置を占めるわけですが、自立と共生の両方をとということで「自立と共生の心を育む」というサブタイトルをつけました。特に前回の「プラン」からの大きな重要課題であります公立高校の男女共学化の課題をまず第1番にあげまして、共学化の中では数値としてはこういう数値以外のものもあるかと思いますが、ここでは別学率を出しております。それからもう一つは、真中の○は(2)の男女平等教育の推進に向かうわけですが、その現状と課題については、混合名簿の実施率などもまだまだというようなことと、特に大事な進路決定というようなことも踏まえて、やはり日常的な男女平等教育の推進が一番重要であるといったことで押えたものです。それからもう一つは昨今の性行動・性意識の大きな変化を私たちは周囲で日常的に見ることが多いのですが、そういった問題もこれまでの性教育ではないセクシュアリティも含めた健康教育という形で押えながら、この種の問題を、特にこれまでは女生徒に対しての方向性が多かったのですが、男女というような視点に立って進めていこうということ、健康教育の推進という形で試みました。それから4番目は、男女共同参画の大きな職分野、職場における男女共同参画の実現の問題で、女性の活用はトップの誇り・企業の誇りなんだという、こういうような女性の登用ということ、これをサブタイトルとして大きく掲げました。現状と課題については改正男女雇用機会均等法も含めた法的な問題と新たな職の形態の多様化、こういった問題が職場での均等な機会と待遇の確保につながるのかというようなことをきちっと捉えるために、施策の方向もそういった形にしております。それとこれももちろん重要な子育てと仕事の両立支援ということも職場において、特に企業について育児・介護休業法の認知の方向性、それから、これも今のところ男性はここに掲げてありますようにゼロですが、こういったところへの実質的な普及を図る必要がある。それが逆に言うと現状では大きく足りないということもありまして、そこで真中の○の3つはほとんど両立支援に係る現状と課題ということで記しました。それから女性政策といってもいいかと思いますが、女性労働者への職業機会の拡大、ないしは職業能力を開発するという支援をそこに(3)として施策の方向を掲げました。その現状の中に特に今後専業主婦の基礎年金の第3号被保険者のありようとか、配偶者控除の問題、そのことが女性の賃金の低賃金化につながりま

すので、そういった問題も現状等踏まえながら、女性の職業能力の支援をしていくということを謳ったつもりです。そして、5番の農林水産業、これにつきましてはかなりきちっとしたものが、農林水産の担当の方で出来上がっており、我々もレクチャーを受け、感銘を受けましたが、その現状と課題の捉まえ方とそこから出てきます現状と課題は随分、前向きに使わせていただいたものでございます。専門の職員の方にさらに厚みを増していただきたいと思います。少し戻りますが、どの基本目標もそうなのですが、基本目標は現状と課題を踏まえてと申しまして、大きく書かれておりますので、この施策の方向の(1)や(2)、(3)と書いてある文章が意味を持つ、ないしは目標や課題をわかりやすくしている文章とっております。これをみていただくと、施策の方向やどういった課題から出てきたかがわかると思います。一応5はそういう形で、特に経営参加ということが大きな課題というふうに言われておりますので、それをそこに掲げました。6番ですが、地域における男女共同参画の実現—新しい生活文化の創造—、この新しい生活文化の創造という言い方も、この文言自体が前のプランからそのまま使っているということなので、ここの課題については、前のプランを踏襲していこうということと同時に、前のプランの時にはまだ現状と課題の一番下あたりに書かれています行政とNPOの連携、こういった課題については非常に新しく私たちが若干自負しております点でございました。前回から比べますと6年経っておりますが、その間でNPOと行政、あるいはNPOが全国的に様々な領域で立ちあがっておりますので、今回かなり前面に出すことができるということがありまして、ここでは協働という言葉、これが今回先ほど10箇所ほど修正・追加をいたしましたと申し上げましたが、ここの6においては協働、まあコラボレーションということでしょうか、こういった文言を多く使しまして、市民、行政、NPOの中にも市民の活動というものが大きくあるわけですが、その協働を非常に大きく意味づけたと。そのことが地域における男女共同参画の実現に力を持つであろうという、そういう観点でここを書いてみました。そこで、特によく言われているところであるけれども、男性は地域への参画では、伝統的な町内会等の会長職だとかというところにおいては、まあ活躍が見られますが、( )付きの活躍ですが、しかし、本当の意味での地域での活動ということについては、これからかなり展開していく、ないしはそれを支援していく必要があるのではないかということです。施策の項目も人材育成であるとか、それからNPOとの連携・協働というところも、具体的な形でご覧に入れられるかもしれません。いずれにしても、この地域における男女共同参画社会まで含めた6本の柱の立て方は、前回一応ご承認いただいたということですので、雑駁な説明でしたが、このあたりでマイクをお返しいたします。

**遠藤恵子会長** 部会の委員さんも含めまして、ご質問等あればいかがでしょうか。急いで説明していただいたので、わかりにくいところもあったかもしれませんが。これは素案ですので、さらに充実させていきたいと思うのですが、例えば6ページですと数値目標で女性委員登用率が挙げてあります。10ページですと、就業・社会活動している者の割合とかいうような数値目標が挙げているところと挙げてないところがありますが、数値にしにくいところは挙げてないと、数値に挙げられる部分については挙げていると理解してよろしいですね。

**事務局** 本日欠席されております増田委員から、いただいているご意見がありますので、簡単にご紹介させていただきたいと思っております。まず現実に出席をして説明を聞いておりませんので誤解がありましたら、申し訳ありませんと前提を置かれてですね、まず数値なんです、学校における男女共同参画の別学率についてですが、こういったものの全国的な比較をしてはどうかというような提案がございます。また、それからこれは部会からの具体的な事業例のところ、今後これをどういうふうな事業にしていくかという、あくまで提案ですが、教職員の研修の内容がよくわからないとかですね、スクールカウンセラーにはカウンセリングそのものの問題が多いので、カウンセラーの力量をどう伸ばすかということが問題ではないか、それから男女共同参画推進校の指定といったことをした場合、どういうふうなことをするんだろうかというような疑問が出ております。これらについては、数値の点はさておきまして、今後また部会ですとか、実際の事業化を検討するような段階で検討させていただくものかなと思っております。後は半分ちょっとご感想のようなものになりますが、4の職場における男女共同参画の育児休業制度に関してですが、決定的なのは男性が育児休業制度を利用するかどうかにかかっていると思っております。それをどのように徹底することができるかが勝負だと思っております。というようなご意見でございます。それから二点目ですが、地域における男女共同参画の中で自治会、町内会など地域活動の代表者に男性になるという身近にある慣習・慣行を見直すとともに、女性は積極的に運営や方針決定に参画することが必要であるというこの視点には全く異論はありません。ただし、女性が幹部として方針決定に参画してゆくという方向性は当然のこととして、むしろ男性が地道な下働きの場面に喜んで参画してゆく姿勢が求められるのだと思います。増田委員さんが全国各地で住民が主体となって住民運動を行なっているところでのお手伝いをされている経験から言われているのですが、そこでは、一般の主婦が主体となって運動を作り、これを支える男性たちがいます。男性が主体になると運動は弱まります。女性が前面に出ている組織ほど強くしなやかで輝いているのです。背後から支えながら決して前面に出てこない男性群は精神的にも支えとなっており、その男性群そのものが強さを持っていることが実感されます。自分自身に自信と力量がなければそのようなライフスタイルは確立できません。女性たちの本当の力を信頼することが、男性を力強く成長させる要素であることを自覚できるかが勝負です。というようなご意見です。基本的な視点を述べさせていただきましたということでございます。いただいている意見について、ご紹介させていただきました。

**遠藤恵子会長** 増田委員のご意見は、もう少し実施計画辺りのときに盛り込めるのではないかという気がします。それでは皆さんがチェックしている間、ちょっとだけ一言二言なのですが、今回、今日の前に資料を見せていただき、二三意見を述べさせていただいて、修正したものを出しているわけですが、県民にお示しする前に、ここで皆様のご意見をいただいて、それに基づいて修正したものを県民の皆様にお示しする、今回審議会の皆様のご意見を咀嚼して盛り込めない部分については、県民の意見とともに、併せて部会で検討して盛り込んでいくという形にしていければということでございます。ですから今日言わなかったら終わりということではないのです。

が、できれば今日お願いします。

**佐藤仁一委員** 6ページの社会における男女共同参画の実現の現状と課題の中で、これだいたいと思うのですが、市町村の格差と併せて職域分野の格差という言葉を入れてほしい。後の施策の項目での「産業団体・労働団体等の役員への女性登用の働きかけ」等へつながる。市町村格差もそうだが、職域分野と言ったらいいのか、どういう言葉が適切なのか、お知恵をだしていただきたいのですが、職域分野の格差という言葉を入れていただければ、施策の項目につながっていき展開がしやすいと思います。

**榎石多希子委員** 職場ではなくて、全体としてということでごこの方がよろしいということですか。

**佐藤仁一委員** 13ページの職場におけるところよりもここでうたう方が望ましいと思います。職域だけに限った話ではなく一般生活の中で、公的な委員等の委嘱要請を団体や会社等に行なうと、女性を出さずに男性を優先させることが多い。逆にPTAの役員を押し付けられて男性が出てこない、ずるいというそういう一面がありますので、職域だけに限らないのですが、わかりやすい言葉で職域分野の格差と申し上げました。社会全体の中にその文言だけ入れておいた方がいいと思います。榎石先生がおっしゃるように13ページの職場にもつながってくる話ではありますが

**遠藤恵子会長** としますと、職域・社会活動分野等ということでしょうか。

**香坂閑子委員** 16ページなんですが、専門的なレクチャーを受けたということですが、具体的なお話は県の方からでもあるのですか。あれば教えていただきたいのですが

**榎石多希子委員** 農林水産業においては、すでに取組がありましたので、全面的に使わせていただきましたのが実際ですので、私が説明するより、そちらにマイクを渡して説明を受けた方がよろしいかと思いますが。

**遠藤恵子会長** それでは、田畑さんに説明していただいてよろしいでしょうか。

**県産業人材育成課 田畑規理子技術主幹** 農山漁村における男女共同参画に取り組んでおりますが、農林水産業における男女共同参画の実現ということで、先日部会で説明させていただいたところです。私どもは平成22年を目標に農山漁村における男女共同参画を推進するためのパートナーシップ指標という具体的な目標を掲げております。その指標の3つの柱として、1つは社会参画、2つ目は女性の起業活動、3つ目は家族経営協定の締結数を掲げており、遠藤恵子教授にも、指標作成時には御世話になっており、また、毎年その指標の進捗状況と、見直しが必要かどうかを年度末に会議を開いて確認しながら関係機関や団体がいっしょとなり、推進しているところです。具体的な数値目標があると推進も回りやすく、啓発資料としてこの印刷物を各方

面に配布しております。特に、女性の起業活動に関して目標値を上回ったりしており、目標値の見直しもしており、その資料を皆様にも差し上げたいと思います。

**香坂閑子委員**　　そうしますと、この中の数値目標については別になるのでしょうか。

**県産業人材育成課 田畑規理子技術主幹**　　基本計画の中でもこの指標との整合性を取っていただき、併せて推進する方向が望ましいと思います。

**香坂閑子委員**　　数字的には伸びてきておりますが、隠れた部分の問題があります。農協役員は3人だけなんです。14万人の組合員がいてようやく今年ひとり増えて4人になろうかとしているところで、女性が役員になるには、合併が進んでいる中でものすごく大変なことなんです。しかも、組合が投票するのではなくて、総代を出して総代が役員を投票するというので、総代にまた女性が少ない。組合というのは、男の人が悪いということだけではなくて、ここにもありますが、女性自身が入ろうとしないという複雑な事情もあって、単なる数字だけで組合員が増えたからすごく進んでいるというわけでもない気がします。この間も話をしましたが、農協自体もこれではだめだということで、内々に定款を変更、役員になるのも問題があって、農協の役員は責任を持たなければならないので、そうすると女性も財産を持っていないといけないなど、いろいろ問題はあるのですが。経営の問題から入っていかなければならないなど、問題はありますが、大きく取り上げられてきていることは、喜ばしいことかなと感じております。ついでのよろしいですか。12ページの上には、男女共同参画の視点に立った教材の充実とありまして、下から4行目に男女平等の視点に立った相談の実施とあります。私から考えますと男女平等というのが憲法に保障された最初の基本であり、目的なわけですが、男女共同参画という言葉と男女平等というのがいろいろ出てくるので、その辺の整理のしかたというのですか、何か一説には国の方では男女平等という言葉あまり出さない方がいいということで、見え隠れのように時々出したり出さなかったりするのかなという気がしたものですから、整理した方がいいのではないかと思います。

**遠藤恵子会長**　　非常に重要なご指摘ありがとうございました。基本法では、男女共同参画社会基本法となっておりますが、屁理屈だと思うのですが、男女平等というのが前提であって男女共同参画というのがあるから、男女共同参画と言えば平等も含んでいるのだという解釈のようなのですが、果たしてそうかなと私は思っているのです。まず平等というベースがきちっと確立されてもいないのに、あいまいに共同参画を使うと誤解も招くのではないかと個人的には思っているのですが、この辺は部会の方でも議論を詰めて、例えば全部男女共同参画・平等と併記するとかいろいろな方法があるかと思いますので、非常に基本的な重要なご指摘だと思いました。それから農協の役員さんの問題にしましても、その背景の問題が大事で、具体的な施策、実施計画の段階でまた御助言いただければありがたいと思います。

**長谷川公一副会長** 私も部会の委員なのですが、いろいろ悩んでいるところで、皆さんのお知恵を拝借したいのですが、具体的には 11 ページですが、その前に先ほどの男女共同参画と平等のことですが、確か男女共同参画基本法の英訳には、タイトルにイコールを使っていますから、英語では男女共同参画という言葉はないと思うのですが、つまり、男女共同参画という言葉はある意味、非常に便利のいい日本語として、いわば男女平等の都合のいい言い換えというのが本質に表れているのではないかと思います、どこかできちっとする必要があると思います。それです、私が問題提起したいのは、11 ページで、宮城県は男女別学率が実質的に全国一高いわけですね。それで、共学化を強力に推進していくということは非常に重要な政策課題なわけですが、現状と課題はこれでいいわけですが、施策の方向、施策の項目のところは、既にすべて男女共学化するということが県立高校将来構想に謳われておりまして、推進するということになっており、これについては教育委員会からヒアリングをいたしまして、こういうふうになったのですが、逆に言うと県立高校将来構想は言わば年限がないんですね。ですから例えば 23 世紀ぐらいになれば仙台一高は共学になる可能性がある、24 世紀ぐらいになってると宮城一女は名前が変わる可能性があると思うのですが、平成 22 年度というのは、おそらく別学校はこの二つは残っているのではないかと予想してしまうのですが。もうちょっと、施策の方向のところも、教育委員会路線といいますか、「対象校ごとに関係者の理解を得ながら」ということになりまして、関係者の理解を得られないところは残ってしまう。ですから施策の項目「県立高校将来構想」の推進という書き方ですと、資料の 2 を見ていただいても、県立高校将来構想だけだと、力が入ってないといいますか、この辺全国的に見た時の宮城県の非常にユニークな特質、課題である共学化を進めるというので、アクセントを置いた書き方を工夫したいと思っています。お知恵を拝借したいと思います。

**遠藤恵子会長** 私はこの推進だけでは確かに弱いのですが、教育委員会などで既にやっているものをうまく取り組んでいくこともひとつのあり方で結構なのではないかと、例えばただ推進するだけでなく、これの目標を早めるとか、もっと積極的に取り組むとか、盛りこんでいけばよろしいのかなと思っております。それと関連しますが、先ほど農林水産業のところ男女共同参画のためのパートナーシップ指標を作っているわけですね。大変具体的でわかりやすい指針だと思うのですが、これをここにも入れて、強力な推進とか、男女共同参画推進課単独で、もちろん単独でやるわけでもないのですが、他の部局の取組も取り入れ連携を図っていくことで、16 ページのところでは、産業人材育成課でつくっている指針をうまく生かして、さらにプッシュするというそういう表現を取り入れていくということでもいいのではないかと思います、他の委員の方々のいかがでしょうか。

**大塚真実委員** 今回拝見して気づいたのですが、5 番の大半が農林水産業の分野に偏っていて、商工自営業の分野が、例えば施策の方向の部分でも数値目標が農協と漁協だけで、商工会議所内での役員の割合などが同等に扱われないとおかしいなという視点になりまして、その後半のとこ



ろに女性起業家・経営者等の交流・連携の促進云々という施策の項目があるということを考えますと、全体の枠組みが6つあるのですが、4番と5番は職場という表記はいいのかどうかは別として、働くという視点で大きく一緒にしてしまっていて、その中で企業であったり、農林水産業の現場であったりというような区分けの仕方にてしまった方がいいのではないかという気がいたします。と言いますのは、1番2番3番は誰でも当てはまるのですが、4番5番は、私はお勤めだから4番ねとか農林水産業だから5番とか対象が不明確になりかねない。最近の働き方を考えても、企業に勤めている方も独立されてSOHO、17ページのSOHOの説明のところに、情報通信ネットワークや情報通信機器を活用しとありますが、活用していないSOHOの方も実際いらっしゃいますし、そういう部分で働き方の形態がすごく変わってきています。ですから職場という捉え方と農林水産業・商工自営業という区分けの仕方では当てはまらないような部分があるので御一考していただければと思います。

**遠藤恵子会長** なかなか難しいですね。どういうふうに分けたらいいのでしょうか。

**槇石多希子委員** 宮城県の特徴として、農林水産業が大きいこともあり、またこの分野でいろいろな取り組みがなされていることから、部会でもいろいろと迷って議論したのですが、分けた方がより特徴が出るだろうと考えて、このような形にしたものです。

**大塚真実委員** 5番の項目だけ見ると、農林水産業の内容に偏っているなと気づいたというところからお話ししたのですが、働くということで考えると農林水産業であろうが、商工自営業であろうが、企業であろうが、働く場という捉え方をしたら一つでまとまるのではないですか。働くという場、この区分をみると、社会全体であったり、家庭であったり、地域であったり、誰もが当てはまるのですが、4番と5番だけが全員が当てはまらない。

**槇石多希子委員** 4番と5番では、現状と課題の表れ方が異なっていますし、また、施策の方向性も重きをおく部分など違ってきます。部会の気持ちとしては、このあたりは1回目の時に一応こういう申し上げたような状況で別立てにしたということをしりていただきたいと思います。それと商工自営については足りない点はアイデアを頂戴したいということと、あの時も商工自営については、我々あまり情報もないということも申し上げたと思うのですが、その辺教えていただきたいと思います。

**遠藤恵子会長** 確かになかなか難しいと思うのですが、例えば、5番の(2)に起業支援とあって、起業のところは、必ずしも農林水産業、商工自営と限らないので分けにくいのは事実で、その辺で部会で工夫ができれば、工夫していただきたいと思います。とりあえずはこういう分け方が妥当なのかなということによろしいでしょうか。もしアイデアがあれば、お寄せいただければと思いますが、例えば、起業支援は4番の方に入れた方がよろしいとか。ただ、どちらかというとならば、4番の方は、被雇用者の立場、エンployeeの立場であり、5番は農林水産業にしろ商工自

営にしろ自分が仕事をする、家族従業者はどうなんだというと思うのですが、自営的な立場で見ていると思うのですね。だから起業支援が 5 番に入っているということだと思えるのですけれども。

**大塚真実委員**　こういう問題が今後おきていった時に、ここの区分けが後で突っかかる場所になりそうになると思うんですね、どっちの問題にするかという。宮城県の特質として農林水産業の分野に関しては、いっぱい盛り込まなければならない部分は確かにあると思うのですが、4 番と 5 番は働くという環境という大きな括りにして、その中で農林水産業、商工自営業・職場という項目に分けてしまった方が、他の分量より多くなるかと思うのですが、その方が起業支援についても、農林水産業の起業支援にしても、お勤めの方の起業支援にしても、対策としても進めやすいと思うのですがいかがでしょうか。

**遠藤恵子会長**　部会長さん、それも含めて検討していただいてよろしいでしょうか。検討の結果、大塚委員のご意見のとおりなるかどうかはわかりませんが。その他ございませんか。

**小林純子委員**　8 ページ、2 の家庭のサブタイトルですが、これについては少し疑問を感じます。父親と母親と子どもがいるという従来の固定的な家庭が「幸せ」で「原点」なのだというような意識があってこのような表現になったのではないかと思われてしまうのではないのでしょうか。現在、家族のありようは多様化していて、ひとり親家庭も増えています。ここにはその部分についての記述がありませんので、ふれておく必要があると思います。

**遠藤恵子会長**　どうもありがとうございました。部会の委員さん、ただいまのご指摘に何かコメントがありましたなら、いかがでしょうか。

**喜多正行委員**　片親であっても、例えば、おばあちゃんと孫であっても、とにかく家庭がまず、エネルギーの源泉になるような場であればいいなという思いで、生きる力なり幸せの原点であるとイメージしたものですから、そういう表現で提案させていただきました。

**長谷川公一副会長**　今の小林委員の言われた最後のポイントはとても大事だと思うのですが、なかなか難しいと言いますか、8 ページの基本目標には、ある意味で出ているかと思うのですが、いわゆる父親不在と言いますか、形としては父親がいるのだけれども、父親の帰宅が遅いとか、家庭に関わろうとしないとかですね。そういう男性に対して、家族もあなたの責任なんですよということにウエートを置いた書き方をしているので、そういうひとり親の家庭についての言及がないのは確かなので、現状と課題の中で文言をちょっと工夫することが必要かと。それから確かに副題の共生と幸せの原点というのも、国際家族年なんかの時の国連の標語は家族から始まる小さな民主主義だったでしたかね。ある意味では家族こそが女性に対する抑圧の根源なのだというような、女性差別の原点なのだということが否定できないから、未婚化率の高まりの背景にあることは否定できないとか、そのあたりもどう書くか、どう問題意識を伝えていくのか。一

概にホームドラマ的に家族は共生と幸せの原点と単純に言っているわけではないのだけれども、ある種の差別の原点が家族であるんだよということを、どうしたらそういう問題意識を伝えられるか、工夫していきたいと思います。

**遠藤恵子会長** 部会の委員さんに難しいですが、頭を絞ってほしいと思います。それでは竹口委員さん、よろしく願いいたします。

**竹口公子委員** 4の職場についてですが、全体によくまとめていただいていると思いますが、育児休業の利用率ですが、これはどこから捉えたデータでしょうか。私共の把握しているものは、全国の調査ですが、育児休業の利用率は50%を超えるような結果となっています。あまりにも乖離が大きいと思いますので、確認していただけたらと思います。

**遠藤恵子会長** これは、全従業員が母数になってませんか。県のどこで出しているのですか。( )書きか何かで、労働実態調査とか出典を入れればいいですね。そういうことでよろしいですね。

**小田中直樹委員** 一つは推進体制のところですが、この間の議論を受けて、大分、県の仕事が増えるような印象があります。例えば7ページの調査・研究、情報の収集・提供の充実とありますが、これだけでも相当な時間とヒューマンパワーがかかる。最近私も時々男女共同参画推進課のホームページを拝見しますが、かなり、大量のデータが盛り込んであって、更新するだけでも大変苦勞をなさっている気がする。一方ではそういうことがあり、他方では最近市町村でも、岩出山が最初ですが、関連条例等の整備が始まり、白石市でこの前条例が出来て、名取市が行動計画を作り、気仙沼市が行動計画の策定を開始して、仙台市が条例案を作っているなど、大分広がってきている。私も関心を持ったので、名取市や白石市の担当部局に話を伺ったのですが、大きな問題は、他の市町村が何をしているかということがなかなかわからないことだそうです。ほとんどロコミでやっているという話なんですね。例えば白石市の条例案を作った方に話を伺うと、名取市がいいものを作っていると、たまたま別の機会に会ったときにそういう話になったとか、柴田町においても色々な活動をやっているが、小学校の校長先生が一人で頑張っているとか、そういう情報がロコミでしか伝わってこない。年に一回県内全市町村の関連部局の会議があつて、そこでは情報交換ができるけれども、足りない。また、例えば10ページのドメスティック・バイオレンスの話では、一時保護の充実、カウンセリング、自立生活支援など、これはとても大事なことだと思いますが、県が現在の人員でできること、すべきこと、市町村と役割分担することを相当考えていかないと、パンクする危険があると思います。私が個人的に思うのは、市町村のコーディネーションをするのが主であつて、イベントを打つのも大事ですが、人手もかかるし、今ある人手の中で行うわけですから、市町村とのダブリをなるべく避けた上で、そういう調査・研究・コーディネーションに力を入れていただきたい。そういう点から申しますと、最後の推進

体制というところで、市町村の連携支援は結構ですが、今後市町村レベルでの条例・行動計画が増えてくるでしょうから、数値計画においても、市町村レベルの条例・行動計画の策定率など挙げられるとわかりやすいのではないかと思います。そうすると、かなり専門的な知識を持った職員が県に必要になってくる。例えば、国の男女共同参画白書が出て、概要を拝見しましたが、去年の白書と比べて何が違うかわからない。そういうことを聞くときに、どこに聞けばいいのか。あるいは、さっき言ったように名取市でいいことをやっているときに、どこに質問すればいいのか。そういうことをきちんとコーディネートできるような職員を養成するというか、専門職員を採用するというか、そういうことも検討いただければと思います。仙台市では財団を作って、研究員を募集している。男女共同参画推進課に長期間いらっしゃって、生き字引みたいな専門的な知識を持った方を置くということも必要かと思いました。推進体制は市町村との役割分担、専門職員の配置など、無理のないシステムを組んでいただきたいと思います。

もう一点ですが、4番の職場のところ、職場での均等な機会と待遇の確保についてですが、例えば補助金を受給している団体、あるいは公共団体から契約を受注している企業については、ポジティブ・アクションの義務化、男女共同参画計画の企業における策定、積極的な企業優先については、法律的に可能であると、あるコンメンタールに書いてあります。あるいは、契約入札時に男女共同参画推進計画書の添付が可能であるとも出ています。仙台市の方でも男女共同参画推進に関する条例の骨子案が出て、パブリックコメントを募集し、それに対する回答が出ていますが、今言ったような意見に対して、検討したいという回答が出ています。これは法的に不可能ではないということなので、県の方に法的な問題があるかどうかについて検討していただきたい。私の知る限りにおいては、地方分権推進法による自治事務になり、基本的には男女共同参画基本法を超えた様々な行いをするのが可能になっているようです。そういうことを含めて、県の方でまとめていただいて、もし可能であれば、他のパブリックコメントと併せて検討していただきたい

3番目、高校共学化の問題ですが、11ページの施策の方向のところ、「校舎の改築や学科改編、再編などを機に」とありますが、私は個人的にはこの文言は取っていただきたい。反対運動のホームページを見てみると、古き良き男子高・女子高というイメージで反対すると同時に、裏があって、高校の数を減らしたいとか、あるいは予算を減らしたいとかいう口実として男女共同参画を使われるのではないかという理由で反対する声がある。ですから、確かに、「校舎の改築や学科改編、再編などを機に」というのは、タイミングとしては、いいのですが、ここはむしろ、高校3年間を共学で過ごすということそのものがプラスの価値を持つということでよくて、それ以上のことについては別のセクションに移した方がいいと思います。「男女別学校については、対象ごとに関係者の理解を得ながら、全て男女共学化を推進する。」で結構だと思います。

**遠藤恵子会長**     ありがとうございました。今いただいた意見のうち、すぐ対応ができるものと部会の方で揉まないと対応しきれないものがあると思いますので、その辺も部会の方でよろしくお願いします。それでは今日まだご意見いただいていない委員さん、何かございましたらお

願います。

**結城美智子委員** 具体策のところ、もっと具体的な意見を述べさせていただきたいと思います。例えば9ページの介護の問題のところ、(3)介護支援で、女性の問題として介護の問題が取り上げられることが多くて、施策の項目として「男性への介護知識や介護技術の普及」というのがありますが、現実問題としては、それだけでは変わらなくて、地域性の問題ですとか、例えば、30年経って結婚してそこに住みついて、自分がよそ者という意識があったり、60歳になってもお前は嫁なんだからとか、という地域文化のなかでどうするとか、具体的な話や意見を述べさせていただきたいと思います。

**遠藤恵子会長** それでは、もう少し具体的な実施計画って言ったらいいのでしょうか、そのレベルの時に話をお伺いできればと思います。

**竹口公子委員** 副題ですが、女性の「活用」となっていますが、この用語では女性は物みたい、あるいは上下関係を感じ、女性自身の意思が出てこないということから、今では、国では「活躍」としていますよ。

**遠藤恵子会長** 主語が違って来るわけですね。ありがとうございました。部会の委員さんに今日いただいたご意見を検討していただいて、県民の皆様の意見を聞く前に間に合うものは直していただく、間に合わないものについては、パブリックコメントと一緒に併せて検討していただくということにしたいと思います。

**佐藤仁一委員** 6ページの基本目標のところ、「一個の人間として」の「一個」というのがありますが、この言葉に引っかかっていまして、「一人ひとり」という方がいいのか、「個々人の」という形がいいのか、ここを整理してください。

**遠藤恵子会長** ありがとうございました。議事の1は終わらせていただきます。その他ですが、課長さんの方から、今後の日程、進め方についてですね。願います。

**事務局** 長い時間の御議論ありがとうございました。この報告書についてですが、すぐ直せるところ、女性の活用を活躍などについては、すぐ直させていただきますが、後の部分については、会長なり、部会長とご相談させていただきたいと思います。それで基本計画策定にあたり審議会で御議論いただいておりますが、やはり県民の皆様の意見を聴く機会を設けたいということでございまして、資料5の県民の意見を反映させるために二つの形を取りたいと思います。まず、資料1、2、3の3つを示し、基本的に資料3を参考として、資料1、2に県民の皆様からのパブリックコメントを郵送、電子メール、ファックスで受け付けるというもの。それから同じ時期、9月上旬ぐらいに県民の意見を聴く会をここにありますように実施したいなど。県と部会を中心

とした審議会の委員の皆様方にも来ていただきまして、意見を聴く会を設けて、ここでいただいた意見と今日いただいた意見をもちより、部会でもう一度議論を重ね、最終的なものを作り上げるというプロセスを進めたい。これが皆様方のご了解を得られましたなら、今日の資料をホームページに載せたいと考えております。

**遠藤恵子会長** この進め方について、何かありますか。

**喜多正行委員** ほかでもやっているところはありますか。

**田中課長** 山形県でもやっています。

**小田中直樹委員** ホームページだけでは情報弱者はわからない。仙台市では条例案を区役所、支所において、置いたことを市政だよりに掲載している。県政だよりに掲載しないとまずいのではないですか。仙台市でも、そのように取り組んでようやく二百くらいの意見が寄せられたと聞いています。

**事務局** ホームページには、ここで入手するほか、どこで入手できるかということを書き載せまして、県事務所や市町村で入手できるようにお知らせすることを考えています。

**長谷川公一副会長** 内容のところなんですけど、県から素案の説明となっておりますが、趣旨からすると部会がつくっているのだから、遠藤会長もしくは榎石部会長からご説明いただくのが、ベターではないですか。参加した県民から見ますと、県のお役人の方がこういうものを作っておりますのというのと、ある意味では県民の代表である審議会の会長さんなり部会長さん、委員が説明するのでは随分二つの間でニュアンスが違う。仮に同じ文言であったとしても大分印象が違う。

**遠藤恵子会長** それでは、そのようにすることでよろしいでしょうか。では最後に長谷川副会長からあいさつをいただきます。

**長谷川公一副会長** どうも大変いろいろと建設的なご意見いただきましてありがとうございました。例えば活用とかですね、活躍じゃなければいけないとか、「共生と幸せの原点」などいかなものかなど、私たちもそれなりに気を使い、事務局もていねいな仕事をしていただいたわけですが、やはりたくさん目で見ることにより、より充実したなものになっていくということを目の当たりにしたような思いがします。ありがとうございました。

**事務局** それでは、以上をもちまして、審議회를終了いたします。